

# 第5回北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部会議及び

## 第2回北九州市国家戦略特区推進本部会議

日時：平成28年4月4日（月）14：30～

場所：北九州市役所本庁舎 特別会議室A

### 会 議 次 第

#### 1 開会

#### 2 議題

(1) 合同区域会議の報告について

(2) さらなる特例の活用について

(3) 平成28年度地方創生の当面の取り組みについて

#### 配布資料

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 資料1   | 合同区域会議開催概要                |
| 資料2   | 北九州市国家戦略特別区域計画（案）         |
| 資料3   | 北九州市提出資料                  |
| 資料4   | 改正国家戦略特区法の概要              |
| 資料5   | 「国家戦略特区」規制改革メニュー          |
| 資料6   | 平成28年度地方創生の当面の取り組みについて（案） |
| 資料7   | 平成28年度地方創生のスケジュール（案）      |
| 参考資料1 | 福岡市・北九州市区域方針              |
| 参考資料2 | 北九州市の国家戦略特区のテーマ           |
| 参考資料3 | 北九州市国家戦略特区推進体制            |

平成 28 年 4 月 4 日  
企画調整局地方創生推進室

### 国家戦略特別区域会議の開催について

本市にとって初の区域会議が下記のとおり開催された。

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 24 日（木） 16 時 45 分から 17 時 30 分
2. 開催場所 中央合同庁舎 8 号館 講堂（東京都千代田区永田町 1-6-1）  
※東京圏・関西圏・沖縄県・愛知県との合同開催
3. 主な出席者 内閣府特命担当大臣 石破 茂  
                  " 副大臣 福岡 資麿  
                  北九州市長 北橋 健治  
                  鳥町まちづくり会議推進協議会 会長 梯 輝元  
                  国家戦略特別区域諮問会議有識者議員 八田 達夫  
                  国家戦略特区ワーキンググループ ほか
4. 区域計画に掲載された特区事業
  - ・介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装
  - ・シニア・ハローワークの設置による高年齢者等への重点的な支援
  - ・エリアマネジメントの民間開放によるまちの賑わいの創出
  - ・NPO 法人設立の際の縦覧期間の大幅な短縮による設立の促進
5. 会議内容
  - ・上記特区事業を記載した区域計画案（資料 2）が異議なく承認された。
  - ・市長より北九州市の国家戦略特区の取り組み（資料 3）のプレゼンを行った。
  - ・国家戦略特区諮問会議の八田議員より「北九州の介護ロボットなどは、新技術を実験的に利用するという意味で特区にふさわしい」との発言があった。
6. 今後の予定

内閣総理大臣が出席する国家戦略特区諮問会議（4 月上旬開催予定？）で区域計画（案）が諮られ、内閣総理大臣の認定をもって、正式に特区事業を開始。

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～16 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- ⑪ 公共空間リソース利活用勉強会
  - ・船場町 1 号線・6 号線 (クロスロード：別紙 12)
- ⑫ 鳥町まちづくり会議推進協議会
  - ・魚町 11 号線 (別紙 13)
- ⑬ 「つながる絆！八幡」実行委員会
  - ・八幡停車場線 (さわらび通り：別紙 14)
- ⑭ 門司港レトロ倶楽部
  - ・東港町 2 号線・5 号線 (別紙 15)
- ⑮ 門司港レトロ倶楽部
  - ・西海岸 7 号線 (大連通り：別紙 16)

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：N P O 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、福岡市及び北九州市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(7) 名称：ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業

内容：ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

【平成28年7月より実施】

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

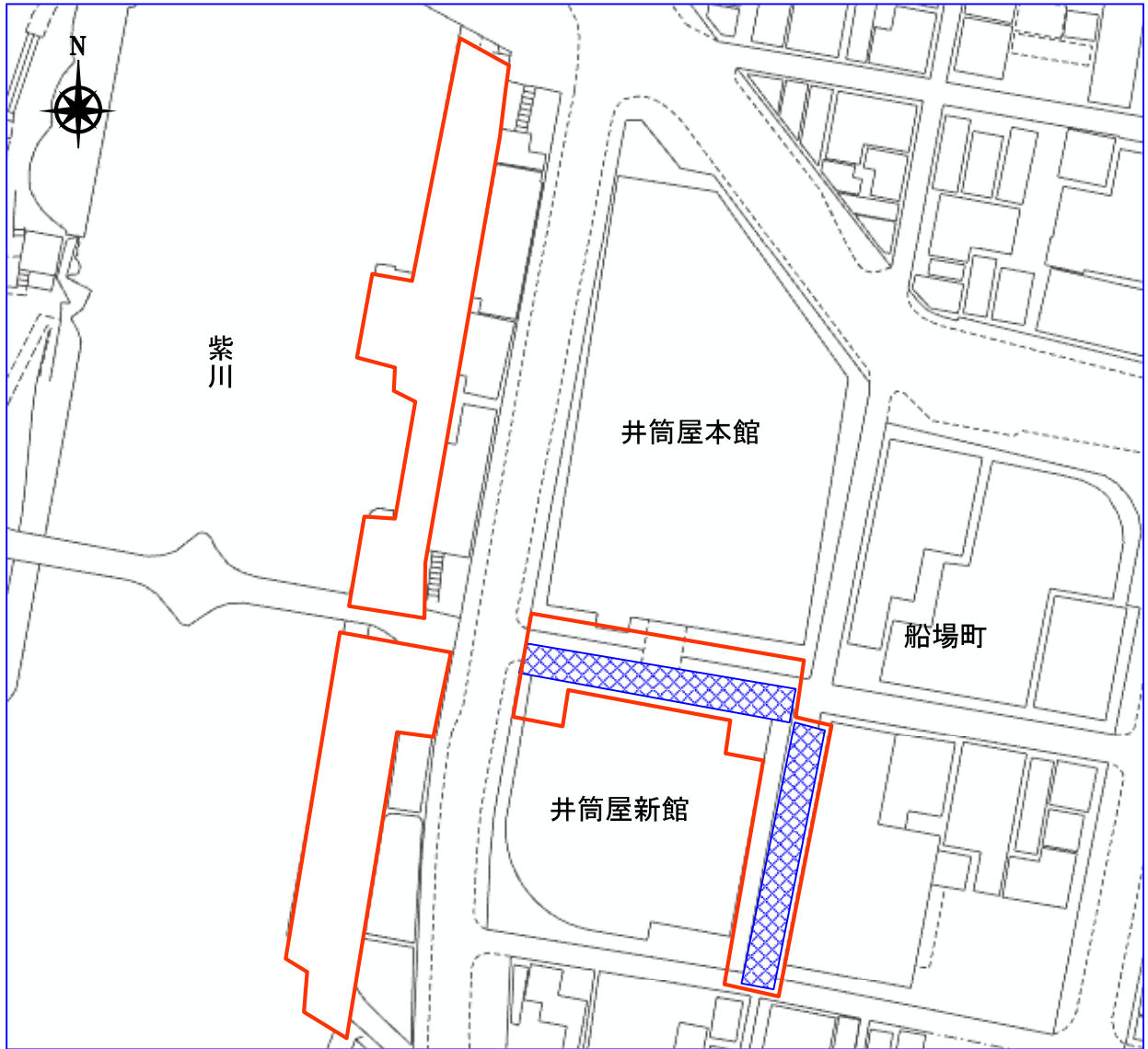
(1) 名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

【平成28年8月に設置】


## 別紙 12 国家戦略道路占用事業の適用区域


### 船場町 1 号線・6 号線（クロスロード）



#### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

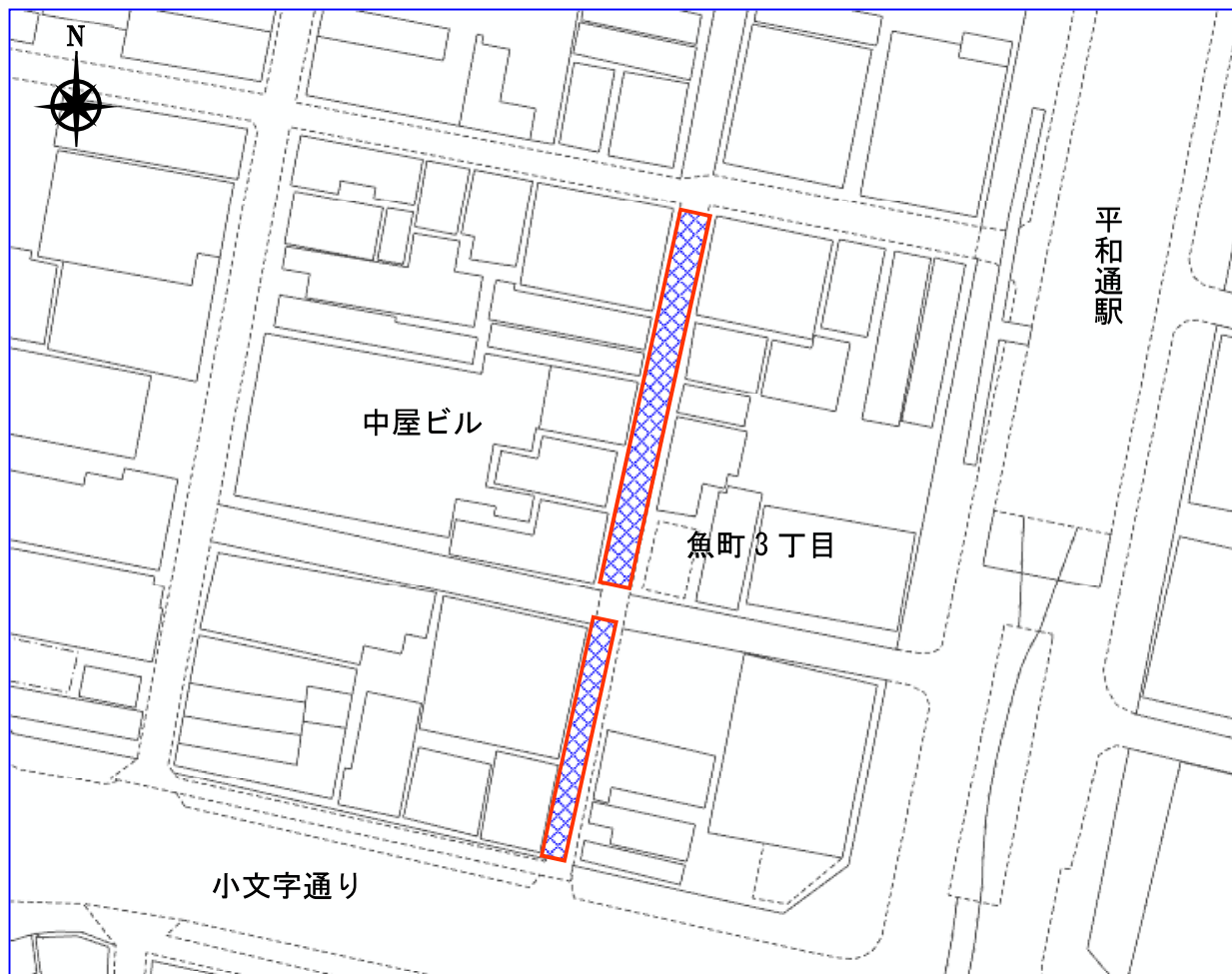
道路部分 

#### 位置図




# 別紙 13 国家戦略道路占用事業の適用区域


## 魚町 11 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

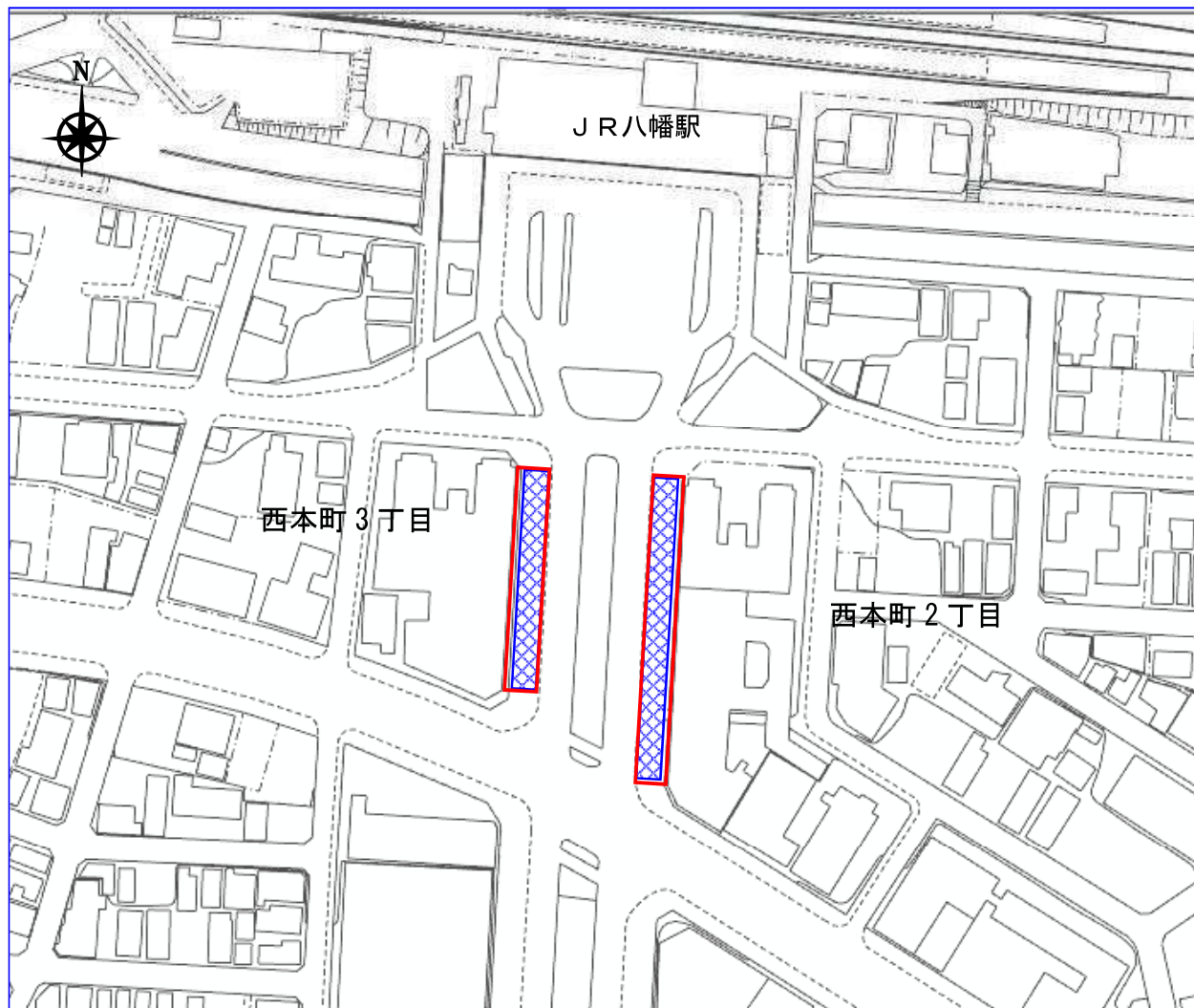
道路部分 

### 位置図




# 別紙 14 国家戦略道路占用事業の適用区域


## 八幡停車場線（さわらび通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

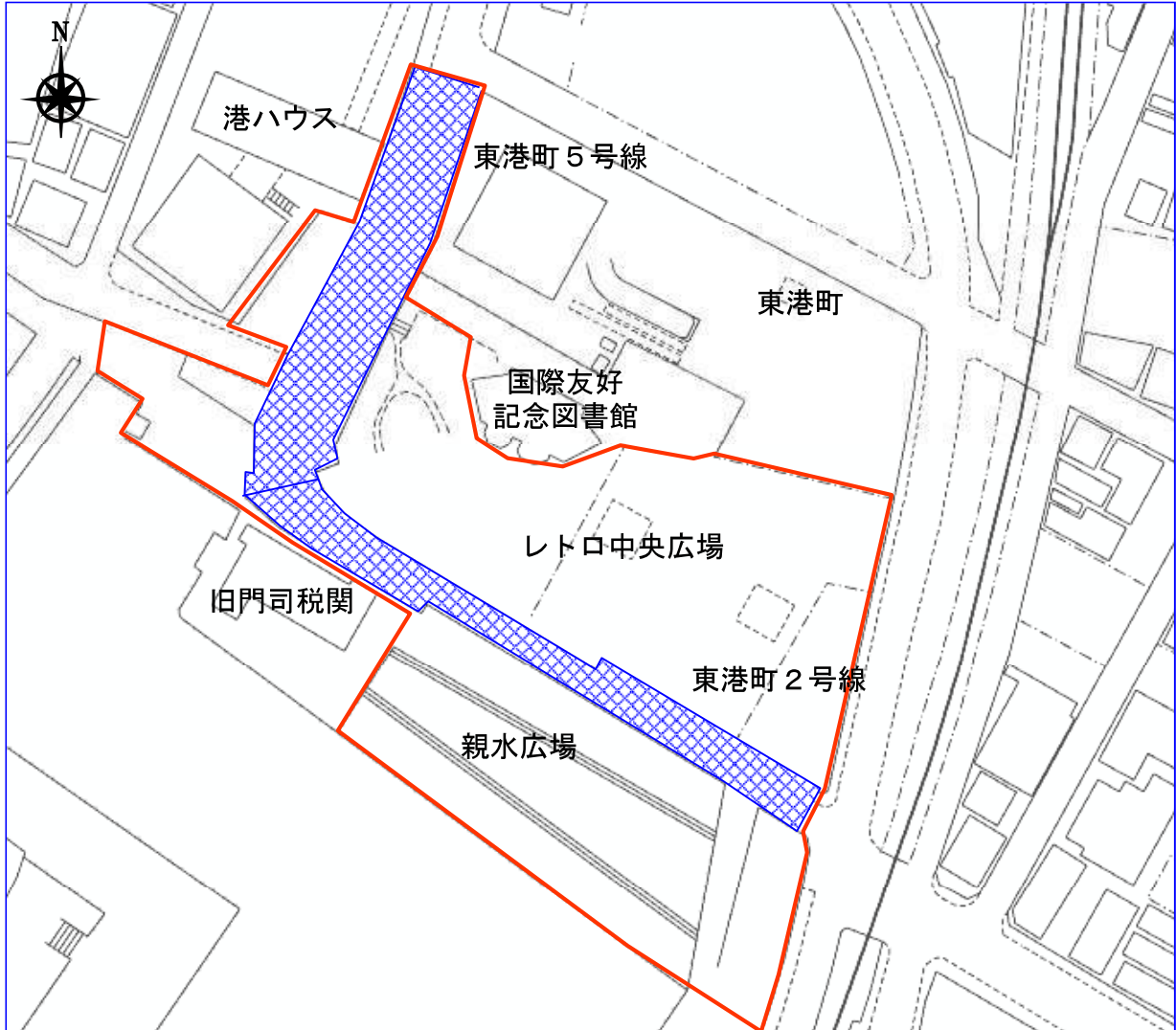
道路部分 

### 位置図




# 別紙 15 国家戦略道路占用事業の適用区域


## 東港町 2 号線・5 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

道路部分 

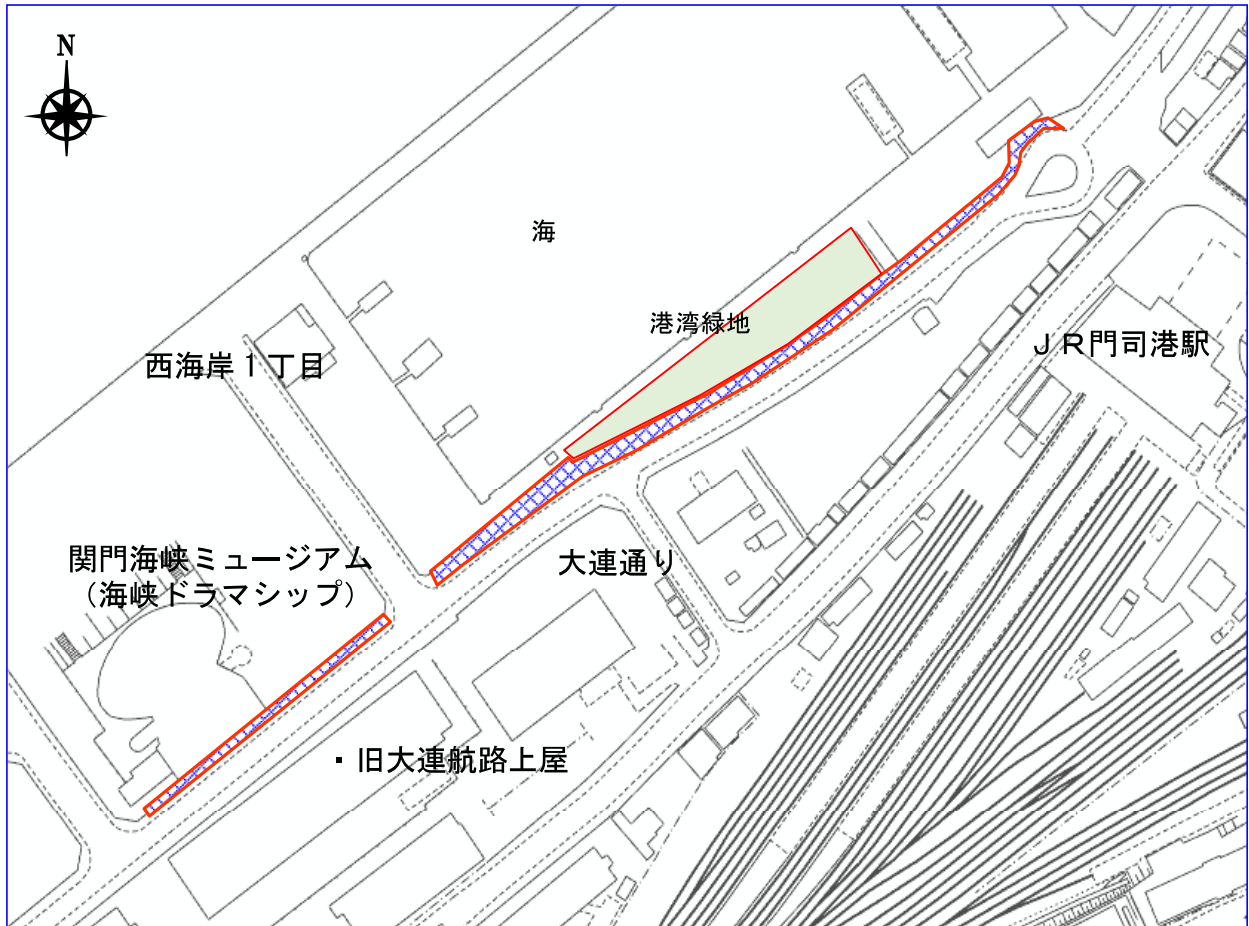
### 位置図





# 別紙 16 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 西海岸 7 号線（大連通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

